

# 東郷村報

昭和 27 年 9 月 13 日  
 發行所 宮崎縣東白杵郡  
 東郷村役場  
 日向市富高町  
 印刷所 安藤印刷所  
 電話 64 番

## 東郷村国民健康保険

### の 実 施 に つ い て

国民健康保険法は昭和十三年七月より法律化されて本村も昭和十八年実施したのであるが終戦前後の社会状況と経済的行きづまりにより二十二年八月休止現在に至っている。

そこで本村としては新しく改正された法に基づき村が国民健康保険を実施することとし村議会の議決を得ているのである。

一、何故国民健康保険は必要か

(1) 昭和十年頃或る縣が病勢調査を行った結果が患者數三万人のうち医療費の支拂に差支ない者五六%辛じて支拂のできる者三五%、支拂の全然できない者が九%であつて何等かの方法で救済しなければならぬ者が四四%もあつたのである。

昭和十年といえは大抵現在の社会経済状態と大差ないと考えられるけれども医療費の支出は国民家計費中約四%を占めるとされているが個々の數字はこんなものでなく不時に多額の出費を要し然も家計予算外の支出という点に医療費の特殊性があるのである。

(2) 憲法第二十五條に、すべて國民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

國はすべての生活面に

ついで社会福祉社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならぬ。

とあり社会保障という言葉が法律用語となり新憲法ではじめて法的にはつきりされたのである。

現在のようにお互が元氣に動いている場合でもその生活は精一つばいでありもしこゝで病氣でもするとその生活はどのやうに悲惨な状態になるか想像にたぐひないものである。

そこで現在休止している市町村も再開の要望が村民から大きくとりあげられてきたのであり現に医療費の支出に苦しんでいる

るとすれば憲法に示す社会保障制度の確立という点からも実施しなければならぬし制度の内容その他事業の實際をよく普及徹底させ施策を講じ一日も早く實現に努めることが責任者の義務でもあると考へるのである。

(3) 国民健康保険の實施が住民の福祉に及ぼす影響本縣下に於ける昭和二十六年中の国民健康保険を實施している町村と實施していない町村の医療費及び治療に要した日數の一件當り平均は

(1) 實施している町村 六、六日で四百四十五円

(2) 實施していない町村 一七、二日で二千三百円

であり實施していない町村は治療費において五倍日數において二、六倍を要している現況である。

(4) 本村民がどれだけ一ヶ年医療費を支出しているかの調査は今まで統計的に調査したことがなく先般東郷中學校生徒四百名を通じ最近三ヶ月間のその生徒の家庭について醫師に支拂つた額一般買藥等に要した額を調査したものであり家計簿等があつての資料でないのでは不確實とはいへ国民健康保険を實施していない町村の縣の平均に近い數字が示されたものであり本事業の實施により予防衛生の向上と早期受診によりこれ等の數字は大中に減するものと確信するものである。

(1) 一世帶當り 一万五百八十円

(2) 一人當り 一千八百七十二円

二、国民健康保険の目的は国民健康保険の目的は相互扶助の精神よりたも

## 木炭の質の向上

林産物検査員山陰駐在所 直野

凡そ消費都市に於いて木炭と言へば日向を連想せられてゐる日向の中でも本縣の一位の生産を占めてゐる本村は月産約一万五千俵の大量の生産村で縣内は勿論京阪神方面へ販地輸送されてゐる事は本村の最も誇りとするところであり従つて林産物に如何に依存されてゐるかや事實が證明してゐる然し乍ら近來は只數量にと

らわれ品質が極めて低位の現況であり商品價値のない木炭が續出している事は將來本村産木炭に需用者に信用を失墜しやもするに及ぶ日陰が刺す大きな原因となるのでないかと憂慮する者であり一生産者が粗製濫造し遂に市場より驅逐されることは本人のみならず全生産者及び東郷の賜り度く村報を煩しお願する次第です。

## 道路掃除

(東郷小學校こども會)

私たちの學校こども會は昭和二十四年五月から交通自治會を作つて毎朝交通整理をつとめてきました。昭和二十七年三月の卒業式の日、富島警察署長さんから表彰状をもらつて大へんほめて下さいました。私たちは八月二十六日の日向日日新聞にのりまして、八月二十六日は東郷村

めいづつやつていまして、又私たちは今年の七月、夏休みが来るので、こども會で休み中に何かよいことをしたいと相談をしました。その中で小野田部落班は、道路掃除をするにきめました。その小野田部落班が毎週土曜日の朝一せうけんめいやつてゐることが警察の方や新聞社の方に知れたのでせうか、八月二十三日朝早く警察の方と新聞社の方がジープで見えられて写真をとられたり、たづねられたりして八月二十六日の日向日日新聞にのりまして、八月二十六日は東郷村

交通モデル地区に縣知事さんの表彰式がありました。その時村長さんや、モデル地区の寺原會長さんから大へんほめられました。私たちは大へんうれしかつたので、

他の部落のこども會も道路を掃除したり、神社掃除お寺掃除を一せうけんめいやつてゐるところもあります。近頃自動車が大へん多く通るようになりまして、私たちはまず、交通整理や道路掃除をして、私たちのお友だちが、けがをしないようにして、りつばな東郷村にしたいと思ひます。

## 今年こそ米を收穫ませよう!

終戦以來打續く災害に災さされて氣持のよい米作は一回もなかつたが、本年は田植頭初日雨が少く雨が多量に全面的にイモチ病が発生して心配しましたが幸いその後天候も恢復して順調な生育に入りましたのでこの調子を崩さないように病害虫の防除に万全を期し今年こそ心ゆくまで米を收穫ませう

◎ イモチ病  
 今年のように葉イモチが出た後には必ず穂イモチや穂イモチ病の感染経路からみれば、一回穂摘期に一回防除を實行させよう

◎ 葉卷虫(コブノメ)  
 最近葉卷虫が発生し初めましたので蔓延しない中に驅除させよう

◎ ウンカ  
 これからセジロウンカ、トビロウンカが発生します。昨年は寸時のゆだんで大變な被害を受けましたので今からよく注意して蔓延しない中に驅除を勵行させよう

◎ 胡麻葉枯病  
 夏落ちや秋落ちの水田には、きまつて胡麻葉枯病が発生しますので早魃を防ぎ落水を急いで早刈りさせよう

◎ 葉卷虫(コブノメ)  
 最近葉卷虫が発生し初めましたので蔓延しない中に驅除させよう

◎ ウンカ  
 これからセジロウンカ、トビロウンカが発生します。昨年は寸時のゆだんで大變な被害を受けましたので今からよく注意して蔓延しない中に驅除を勵行させよう

## 牧水祭

牧水顕彰會

九月十七日午後一時から東郷村坪谷に於て若山喜志子氏並大悟法利雄氏を招聘して次のような牧水祭を開催します。村民各位の御参列をお願い致します。

☆ 牧水祭行事 ☆

一、歌碑祭 午後一時から  
 (1) 開會 (2) 祝電披露 (3) 歌碑の歌齊唱 (4) 献酒 (5) 會長挨拶 (6) 來賓祝辭 (7) 祝電披露 (8) 閉會

二、講演會  
 若山喜志子、大悟法利雄兩氏

三、村内學校學藝展  
 四、短歌發表會  
 五、遺品遺墨展

## 山栗出荷の奨め

秋が訪れ山の幸栗が笑み初めました。本村を初め入郷地の方の山栗は蒸栗として關西では最も喜ばれています。

(1) 形状色澤がよい  
 (2) 肉質が粉質である  
 (3) 肉の色が黄色い  
 (4) 甘味が強い

四つの特質を備えてゐるので關西市場では歡迎されていますが市場では品揃のよいことが一番大切であるから本年も農協で集荷し、託販賣をする様にさせよう

品を揃え商品らしい包装を整え出荷することに準備を進めてゐるので少しでもよから共同出荷を致しませう。農協は生産者団体であつて營利団体ではないので買取出荷をしてはならないので代金を急ぐ場合は内貸しをすることとして委託販賣をするのが理想であり生産者の利益にもなりますので本年からは出来る限り委託販賣をする様にさせよう

# 東郷村議會報告

東郷村議會七月臨時議會は七月二十五日午前九時村會議事堂に招集され、會期一日間で左記事件を審議何れも原案どおり可決確定した。

△議案第二十五號 東郷村税賦課徴收條例中改正の件

本件は地方税法の改正に伴う村條例の改正がその主なるもので、その他荷車自轉車の鑑札及び諸申告書等様式の改正の件である。

△議案第二十六號 一部事務組合設立の件

本件は宮崎縣町村消防團員災害補償組合の設立に伴いこれに加入するの案件で、こうしておくことが將來災害があつた場合に村の負擔を軽減することができるとし、一方斯様な保障があることによつて團員は安心してその任務に邁進することができるとの現狀にある。

△議案第二十七號 昭和二十七年九月十日現在村職員に對する臨時手当支給條例制定の件

本件は國家公務員に對する臨時手当の支給に關する法律の制定に伴い、地方公務員もこれに準じて手当を支給することに、既に既在の臨時手当支給條例を制定し、手當の支給を實施して、現狀にあり本村として他町村同様と同條例の制定をすることとし、提案されたものである。

△議案第二十八號 村有地の地上權設定契約の件

本件は村有地(福瀬部落と村との分收歩分林)に日本專賣公社が補を造林するため地上權設定の契約を必要とした案件である。

△議案第二十九號 東郷村税賦課徴收條例中改正の件

本件は議案第二十九號國民健康保險條例の制定に伴う目的税の創設で、前議案の決定により當然の改正議案である。

△議案第三十號 東郷村税賦課徴收條例中改正の件

本件は議案第二十九號國民健康保險條例の制定に伴う目的税の創設で、前議案の決定により當然の改正議案である。

△議案第三十一號 電氣設備の復元の件

本件は本村住民の醫療費負擔の軽減と衛生思想の向上の爲多年懸案の診療所設置の前提である健康

## 清き一票！選べ！！選良!!!

### 九月十月は選舉の月十月には五つの選舉が一回に行われる

△第一回目  
△十月一日に選舉投票のもの

一、衆議院議員選舉投票  
二、最高裁判所裁判官國民審査投票  
△第二回目  
△十月五日に選舉投票のもの

一、縣教育委員會委員の選舉投票  
二、村教育委員會委員の選舉投票  
三、村議會議員補欠選舉投票

△第三回目  
△十月九日に選舉投票のもの

一、縣教育委員會委員の選舉投票  
二、村教育委員會委員の選舉投票  
三、村議會議員補欠選舉投票

△第四回目  
△十月十三日に選舉投票のもの

一、縣教育委員會委員の選舉投票  
二、村教育委員會委員の選舉投票  
三、村議會議員補欠選舉投票

△第五回目  
△十月十五日に選舉投票のもの

一、縣教育委員會委員の選舉投票  
二、村教育委員會委員の選舉投票  
三、村議會議員補欠選舉投票

△第六回目  
△十月二十日に選舉投票のもの

一、縣教育委員會委員の選舉投票  
二、村教育委員會委員の選舉投票  
三、村議會議員補欠選舉投票

△第七回目  
△十月二十五日に選舉投票のもの

一、縣教育委員會委員の選舉投票  
二、村教育委員會委員の選舉投票  
三、村議會議員補欠選舉投票

△第八回目  
△十月三十日に選舉投票のもの

一、縣教育委員會委員の選舉投票  
二、村教育委員會委員の選舉投票  
三、村議會議員補欠選舉投票

△第九回目  
△十一月五日に選舉投票のもの

一、縣教育委員會委員の選舉投票  
二、村教育委員會委員の選舉投票  
三、村議會議員補欠選舉投票

△第十回目  
△十一月十日に選舉投票のもの

一、縣教育委員會委員の選舉投票  
二、村教育委員會委員の選舉投票  
三、村議會議員補欠選舉投票

題であり同發電所は昭和十三年に縣民がその責任において營々建設したものを戦時中戦力増強の名のもとに日發に強制的に統合せられたものでありこの爲に縣の意圖していた小丸川水系統合開發事業は根柢から覆えされ、爾來今日に至つて、斯る不當措置は平和回復と共に速かに旧狀に復すべきであり又斯くすること社会正義、社会條理に合致する所以であるので速かにこの電氣の復元をなし以て縣財政を確立しようとする議案である。

やめさせた方がよいと思ふ裁判官の氏名の上の欄に×印を記入し五人ともやめさせたくないときはそのまま投票箱に入れることになつておりますからその点御注意下さい。

縣教育委員會委員、村教育委員會委員、村議會議員、村議會議員補欠選舉は同時に十月五日の午前七時から午後六時までで最初に縣教育委員會委員(赤刷りの投票用紙)の選舉を行い次に村教育委員會委員(黒刷りの投票用紙)の選舉を行い最後に村議會議員(緑刷りの投票用紙)の選舉を行います。

一日に三回の投票を行いますので、馴れた人でもまごつくことがあります。

投票用紙を開きつて書いておけば無効投票になりませんから十分落付いて間違ひのないように書いて下さい。書き損じたり破損したりしたときは係員に出して新しい投票用紙をとり替へて下さい。

不在投票の方法!!

不在投票の方法!!

不在投票の方法!!

か或は未成年者の選舉運動の禁止、夜間の連呼を許された時間が一時閉鎖上げられたこと、候補者の戸別訪問が禁止されたこと等挙げれば数限りありませんが要するに今回の選舉法改正のねらいといふものは金の力、所謂所謂公明な理想選舉の實現といふところにあるのである。

●棄権防止!!

選舉と私共の日常生活は直結しております。どうぞ来る十月一日と十月五日の選舉には一人の棄権者もないようお互が最も信頼のある候補者を選びこぞ投票を行おうように努めませう。委員會としても選舉終了後昨年同様投票の成績を調査し投票の限り表彰することに致しております。どうぞ棄権防止については皆様の絶大なる御協力を特別にお願い致します。

東郷村選舉管理委員會

御挨拶

残暑今だ去らず秋虫の啼く聲も遠き感が致す今日此頃村民の皆様には如何お過ごしのこととせうお伺ひ申上げたい。

今日たゞ今、病人に對しては醫師や助産婦の證明書を旅行や業務の爲に村外に出る人等は村長の證明書を貰つて委員會に不在者投票の申出をなし役場の不在者投票管理者が指定する場所において投票するようにして下さい。

勿論論者や身体故障者については不在者投票でも普通投票でも從來同様代理投票が

★東郷音頭歌詞募集★

一、應募對象  
東郷村に在住するものから募集する

一、希望事項

(1) 老若男女に親しまれるもの  
(2) 明るく東郷村の歴史情緒を表したるもの  
(3) 歌詞は三番位迄

締切期日 十月三十日

審査發表 村報で發表

審査員 銚 衡 中

一、賞金 壹千圓

入選者 一名 薄 謝

佳作 二名 薄 謝

一、應募者は住所氏名明記の上東郷村役場社會教育係までに